

## 鳥取県訓令第4号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程（昭和39年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(任免の発令の方法)</p> <p>第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令書又は第2号様式による昇給（昇格）・給与決定通知書を職員に交付して行う。ただし、<u>次の各号に掲げる発令については、それぞれ当該各号に定める方法をもってこれに代えることができる。</u></p> <p>(1) <u>行政組織の変更による配置換又は職名変更の</u></p>	<p>(任免の発令の方法)</p> <p>第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令書又は第2号様式による昇給（昇格）・給与決定通知書を職員に交付して行う。ただし、<u>行政組織の変更による配置換又は職名変更の発令については内訓をもって、昇任（職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号）第4条第1項の規定により引き続き勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、行政組織の変更によらない配置換（勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、転任、出向、転職、兼職（次条第2項の規定に基づく兼職を除く。）、兼務（次条第1項の規定に基づく兼務を除く。）、事務取扱、兼職解除（次条第3項の規定に基づく兼職解除を除く。）、兼務解除（次条第3項の規定に基づく兼務解除を除く。）、事務取扱解除、派遣、派遣期間更新、派遣解除、研修、研修解除、育児短時間勤務承認、育児短時間勤務期間延長、育児短時間勤務失効、育児短時間勤務取消又は育児短時間勤務変更承認の発令については口頭による伝達をもって、昇給、昇格、降格又は給与決定の発令については電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法であつて、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信することにより行うものをいう。）による伝達をもってこれに代えることができる。</u></p>

発令 内訓

(2) 配置換、兼職、兼務、兼職解除若しくは兼務解除（それぞれ個々に発令することが適当なものに限る。）又は派遣、派遣期間更新、派遣解除、研修、研修解除、育児短時間勤務承認、育児短時間勤務期間延長、育児短時間勤務失効、育児短時間勤務取消若しくは育児短時間勤務変更承認 口頭による伝達

(3) 昇任（職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号）第4条第1項の規定により引き続き勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、配置換（前2号に掲げるもの及び勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、転任、出向、転職、兼職（前号に掲げるもの及び次条第2項の規定に基づくものを除く。）、兼務（前号に掲げるもの及び次条第1項の規定に基づくものを除く。）、事務取扱、兼職解除若しくは兼務解除（前号に掲げるもの及び次条第3項の規定に基づくものを除く。）、事務取扱解除、昇給、昇格、降格又は給与決定の発令 電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法であって、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信することにより行うものをいう。）による伝達

別表第1（第3条関係）

兼務の対象となる職員		兼務する所属部課所	
略			
危機管理 局	危機管理 政策課	庶務（人事、給与、旅費、予算、決算、福利厚生、文書收受その他これらに類する事務をいう。以下同じ。）を	危機管理局危機対策・情報課、危機管理局消防防災課

別表第1（第3条関係）

兼務の対象となる職員		兼務する所属部課所	
略			
危機管理 局	危機管理 政策課	総務担当の職員	危機管理局危機対策・情報課、危機管理局消防防災課

		担当する職員	
	略		
総務部	総務課	略	
		庶務を担当する職員	未来づくり推進局未来戦略課、未来づくり推進局広報課、未来づくり推進局県民課、未来づくり推進局鳥取力創造課、総務部財政課、総務部政策法務課、総務部税務課、総務部営繕課、総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋代表部、総務部行財政改革局人事企画課、総務部行財政改革局業務効率推進課、総務部行財政改革局財源確保推進課、総務部行財政改革局職員人材開発センター、総務部行財政改革局福利厚生課、総務部人権局人権・同和対策課、行政監察監行政監察課、行政監察監公益法人・団体指導課、行政監察監工事検査課
	関西本部	観光・情報発信チームの主事	総務部名古屋代表部
	行財政改革局財源確保推進課	債権管理の事務を担当する職員	総務部税務課、総務部行財政改革局福利厚生課、総務部人権局人権・同和対策課、農林水産部経営支援課、農林水産部森林・林業総室、県土整備部空港港湾課、東部総合事務所生活環境局、東部総合事務所農林局、東部総合事務所県土整備局
企画部	企画課	略	
		庶務を担当	企画部教育・学術振興

	略		
総務部	総務課	略	
		総務企画担当の職員	未来づくり推進局未来戦略課、未来づくり推進局広報課、未来づくり推進局県民課、未来づくり推進局鳥取力創造課、総務部財政課、総務部政策法務課、総務部税務課、総務部営繕課、総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋本部、総務部行財政改革局人事企画課、総務部行財政改革局業務効率推進課、総務部行財政改革局財源確保推進課、総務部行財政改革局職員人材開発センター、総務部行財政改革局福利厚生課、総務部人権局人権・同和対策課、行政監察監行政監察課、行政監察監公益法人・団体指導課、行政監察監工事検査課
	関西本部	観光・情報発信チームの主事	総務部名古屋本部
	行財政改革局財源確保推進課	債権管理担当の職員	総務部税務課、総務部行財政改革局福利厚生課、総務部人権局人権・同和対策課、農林水産部経営支援課、農林水産部森林・林業総室、県土整備部空港港湾課、東部総合事務所福祉保健局、東部総合事務所生活環境局、東部総合事務所農林局、東部総合事務所県土整備局
企画部	企画課	略	
		総務担当の	企画部教育・学術振興

		する職員	課、企画部統計課、企画部男女共同参画推進課、企画部情報政策課、企画部地域づくり支援局自治振興課、 <u>企画部地域づくり支援局とっとり暮らし支援課</u> 、企画部地域づくり支援局交通政策課、文化観光局文化政策課、文化観光局交流推進課、文化観光局観光政策課、文化観光局国際観光推進課、 <u>文化観光局まんが王国官房</u>			職員	課、 <u>企画部新生公立大学設立準備室</u> 、企画部統計課、企画部男女共同参画推進課、企画部情報政策課、企画部地域づくり支援局自治振興課、 <u>企画部地域づくり支援局中山間振興・定住促進課</u> 、企画部地域づくり支援局交通政策課、文化観光局文化政策課、文化観光局交流推進課、文化観光局観光政策課、文化観光局国際観光推進課
福祉保健部	福祉保健課	略 <u>庶務を担当する職員</u>	福祉保健部障がい福祉課、福祉保健部長寿社会課、福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課、福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課、福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課、福祉保健部健康医療局健康政策課、福祉保健部健康医療局医療政策課、福祉保健部健康医療局医療指導課	福祉保健部	福祉保健課	略 <u>総務・調整担当の職員</u>	福祉保健部障がい福祉課、福祉保健部長寿社会課、福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課、福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課、福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課、福祉保健部健康医療局健康政策課、福祉保健部健康医療局医療政策課、福祉保健部健康医療局医療指導課
生活環境部	環境立県推進課	略 <u>庶務を担当する職員</u>	生活環境部水・大気環境課、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部循環型社会推進課、生活環境部景観まちづくり課、生活環境部公園自然課、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、生活環境部くらしの安心局住宅政策課	生活環境部	環境立県推進課	略 <u>総務担当の職員</u>	生活環境部水・大気環境課、生活環境部衛生環境研究所、生活環境部循環型社会推進課、生活環境部景観まちづくり課、生活環境部公園自然課、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課、生活環境部くらしの安心局消費生活センター、生活環境部くらしの安心局住宅政策課
	景観まちづくり	<u>都市計画に関する事務の総括を担当</u>	生活環境部公園自然課				

	り課	当する課長 補佐及び景 観づくりの 事務を担当 する係長	
	公園 自然 課	自然公園の 事務を担当 する職員	生活環境部砂丘事務所
		緑地公園の 事務を担当 する課長補 佐	生活環境部砂丘事務所
商工 労働 部	商工 政策 室	略 庶務を担当 する職員	商工労働部経済通商総 室、商工労働部雇用人材 総室、商工労働部産業振 興総室、商工労働部兼農 林水産部市場開拓局市場 開拓課、商工労働部兼農 林水産部市場開拓局食の みやこ推進課
農林 水産 部		評価制度・ 試験研究の 企画調整を 担当する参 事	商工労働部
	農政 課	略 庶務を担当 する職員	農林水産部農業大学校、 農林水産部経営支援課、 農林水産部生産振興課、 農林水産部畜産課、農林 水産部農地・水保全課、 農林水産部森林・林業総 室、農林水産部全国植樹 祭課、農林水産部農林総 合研究所企画総務部、農 林水産部農林総合研究所 農業試験場、農林水産部 農林総合研究所園芸試験 場、農林水産部農林総合 研究所畜産試験場、農林 水産部農林総合研究所中

	公園 自然 課	自然公園担 当の職員 (副主幹及 び主事に限 る。)	生活環境部砂丘事務所
		緑地公園担 当の職員(課 長補佐に限 る。)	生活環境部砂丘事務所
商工 労働 部	商工 政策 室	略 総務担当の 職員	商工労働部経済通商総 室、商工労働部雇用人材 総室、商工労働部産業振 興総室、商工労働部兼農 林水産部市場開拓局市場 開拓課、商工労働部兼農 林水産部市場開拓局食の みやこ推進課
農林 水産 部		参事(評価 制度・試験 研究の企画 調整を担当 する者に限 る。)	商工労働部
	農政 課	略 総務担当の 職員	農林水産部農業大学校、 農林水産部経営支援課、 農林水産部生産振興課、 農林水産部畜産課、農林 水産部農地・水保全課、 農林水産部森林・林業総 室、農林水産部全国豊か な海づくり大会推進課、 農林水産部農林総合研究 所企画総務部、農林水産 部農林総合研究所農業試 験場、農林水産部農林総 合研究所園芸試験場、農 林水産部農林総合研究所 畜産試験場、農林水産部



		整備部空港港湾課	
	略		
道路 企画 課	<u>路政を担当 する職員</u>	県土整備部道路建設課	
	略		
空港 港湾 課	<u>漁港の事務 を担当する 係長</u>	農林水産部水産振興局水産課	
略			
会計 管理 者	庶務 集中 局集 中業 務課	<u>集中化業務 又は物品の 契約を担当 する職員</u>	未来づくり推進局未来戦略課、未来づくり推進局広報課、未来づくり推進局鳥取力創造課、危機管理局危機管理政策課、危機管理局危機対策・情報課、危機管理局消防防災課、総務部総務課、総務部財政課、総務部政策法務課、総務部税務課、総務部営繕課、 <u>総務部名古屋代表部</u> 、総務部行財政改革局人事企画課、総務部行財政改革局業務効率推進課、総務部行財政改革局財源確保推進課、総務部行財政改革局福利厚生課、総務部人権局人権・同和対策課、企画部企画課、企画部教育・学術振興課、企画部統計課、企画部男女共同参画推進課、企画部情報政策課、企画部地域づくり支援局自治振興課、 <u>企画部地域づくり支援局とっとり暮らし支援課</u> 、企画部地域づくり支援局交通政

		整備部空港港湾課	
	略		
道路 企画 課	<u>路政担当の 職員</u>	県土整備部道路建設課	
	略		
空港 港湾 課	<u>漁港係の副 主幹</u>	農林水産部水産振興局水産課	
商工 労働 部兼 農林 水産 部	市場 開拓 局市 場開 拓課	課長補佐	商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課
略			
会計 管理 者	庶務 集中 局集 中業 務課	<u>集中化業務 担当及び物 品・契約室 契約担当の 職員</u>	未来づくり推進局未来戦略課、未来づくり推進局広報課、未来づくり推進局鳥取力創造課、危機管理局危機管理政策課、危機管理局危機対策・情報課、危機管理局消防防災課、総務部総務課、総務部財政課、総務部政策法務課、総務部税務課、総務部営繕課、総務部行財政改革局人事企画課、総務部行財政改革局業務効率推進課、総務部行財政改革局財源確保推進課、総務部行財政改革局福利厚生課、総務部人権局人権・同和対策課、企画部企画課、企画部教育・学術振興課、 <u>企画部新生公立大学設立準備室</u> 、企画部統計課、企画部男女共同参画推進課、企画部情報政策課、企画部地域づくり支援局自治振興課、 <u>企画部地域づくり支援局中山間振興・定住促進課</u> 、企画部地域づくり

策課、文化観光局文化政策課、文化観光局交流推進課、文化観光局観光政策課、文化観光局国際観光推進課、文化観光局ま  
んが王国官房、福祉保健部福祉保健課、福祉保健部障がい福祉課、福祉保健部長寿社会課、福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課、福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課、福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課、福祉保健部健康医療局健康政策課、福祉保健部健康医療局医療政策課、福祉保健部健康医療局医療指導課、生活環境部環境立県推進課、生活環境部水・大気環境課、生活環境部循環型社会推進課、生活環境部景観まちづくり課、生活環境部公園自然課、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課、生活環境部くらしの安心局住宅政策課、商工労働部商工政策室、商工労働部経済通商総室、商工労働部雇用人材総室、商工労働部産業振興総室、農林水産部農政課、農林水産部経営支援課、農林水産部生産振興課、農林水産部畜産課、農林水産部農地・水保全課、農林水産部森林・林業総室、農林水産部全国植樹祭課、農林水産部水産振興局水産課、商工労働部兼農林水産部市場開拓局市場開拓課、商工労働部兼農林水産部

支援局交通政策課、文化観光局文化政策課、文化観光局交流推進課、文化観光局観光政策課、文化観光局国際観光推進課、福祉保健部福祉保健課、福祉保健部障がい福祉課、福祉保健部長寿社会課、福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課、福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課、福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課、福祉保健部健康医療局健康政策課、福祉保健部健康医療局医療政策課、福祉保健部健康医療局医療指導課、生活環境部環境立県推進課、生活環境部水・大気環境課、生活環境部循環型社会推進課、生活環境部景観まちづくり課、生活環境部公園自然課、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課、生活環境部くらしの安心局住宅政策課、商工労働部商工政策室、商工労働部経済通商総室、商工労働部雇用人材総室、商工労働部産業振興総室、農林水産部農政課、農林水産部経営支援課、農林水産部生産振興課、農林水産部畜産課、農林水産部農地・水保全課、農林水産部森林・林業総室、農林水産部全国豊かな海づくり大会推進課、農林水産部水産振興局水産課、商工労働部兼農林水産部市場開拓局市場開拓課、商工労働部兼農林

		市場開拓局食のみやこ推進課、県土整備部県土総務課、県土整備部技術企画課、県土整備部道路企画課、県土整備部道路建設課、県土整備部河川課、県土整備部治山砂防課、県土整備部空港港湾課、行政監察監行政監察課、行政監察監公益法人・団体指導課、行政監察監工事検査課、会計管理者会計局、労働委員会事務局	
東部	略		
総合 事務 所	福祉	略	
	保健 局	福祉企画課 の職員	鳥取保健所
		障がい者支 援課の職員	鳥取保健所、東部身体障 害者更生相談所、東部知的 障害者更生相談所
		健康支援課 の職員	鳥取保健所
略			
略			
中部	略		
総合 事務 所	福祉	略	
	保健 局	福祉支援課 の職員（課 長及び母子 支援係の職 員を除 く。）	中部福祉事務所
		福祉支援課 の職員（課 長及び母子 支援係の職 員に限	中部福祉事務所、倉吉保 健所

		水産部市場開拓局食のみやこ推進課、県土整備部県土総務課、県土整備部技術企画課、県土整備部道路企画課、県土整備部道路建設課、県土整備部河川課、県土整備部治山砂防課、県土整備部空港港湾課、行政監察監行政監察課、行政監察監公益法人・団体指導課、行政監察監工事検査課、会計管理者会計局、労働委員会事務局	
東部	略		
総合 事務 所	福祉	略	
	保健 局	福祉企画課 の職員	東部福祉事務所、鳥取保 健所
		福祉支援課 の職員	東部福祉事務所
		障がい者支 援課の職員	東部福祉事務所、鳥取保 健所、東部身体障害者更 生相談所、東部知的障害 者更生相談所
		健康支援課 の職員	鳥取保健所
		福祉企画課 企画総務係 長	福祉相談センター、鳥取 療育園、鳥取看護専門学 校、精神保健福祉センタ ー
略			
略			
中部	略		
総合 事務 所	福祉	略	
	保健 局	福祉支援課 の職員（母 子支援係の 職員を除 く。）	中部福祉事務所
		福祉支援課 の職員（母 子支援係の 職員に限 る。）	中部福祉事務所、倉吉保 健所

		る。)	
		略	
		略	
	県土	略	
	整備局	現業職長及び現業技術員（運転業務に従事する職員に限る。）	中部総合事務所県民局
西部総合事務所	県民局	略	
		会計総務課の職員	西部総合事務所国際マンガサミット実施本部、西部総合事務所県税局、西部総合事務所福祉保健局、西部総合事務所生活環境局、西部総合事務所農林局、西部総合事務所県土整備局、米子児童相談所
	福祉保健局	略	
		福祉企画課の職員	西部福祉事務所、米子保健所
		略	
		障がい者支援課の職員（課長及び心と女性の相談室の職員に限る。）	西部福祉事務所、米子保健所、西部身体障害者更生相談所、西部知的障がい者更生相談所、婦人相談所
		略	
	略		
	農林局	略	
		西部農業改良普及所の次長	西部総合事務所県民局

		略	
		略	
	県土	略	
	整備局	現業職長及び現業技術員（運転業務に従事する職員に限る。）	中部総合事務所県民局、中部総合事務所生活環境局、皆成学園、中部療育園
西部総合事務所	県民局	略	
		庶務会計課の職員	西部総合事務所県税局、西部総合事務所福祉保健局、西部総合事務所生活環境局、西部総合事務所農林局、西部総合事務所県土整備局、米子児童相談所
	福祉保健局	略	
		福祉企画課の職員（企画総務係長を除く。）	西部福祉事務所、米子保健所
		福祉企画課企画総務係長	西部福祉事務所、米子保健所、米子児童相談所
		略	
		障がい者支援課の職員（課長及び心と女性の相談室の職員に限る。）	西部福祉事務所、米子保健所、婦人相談所
		略	
	略		
	農林局	略	
		米子農業改良普及所の次長及び大山農業改良普及所の次長	西部総合事務所県民局

略		
日野 総合 事務 所	県民 局	略
	企画県民課 企画・郡民 の窓口担当 の職員	西部総合事務所県税局
	企画県民課 庶務会計担 当の職員	日野総合事務所福祉保健 局、日野総合事務所農林 局、日野総合事務所県土 整備局
福祉 保健 局	福祉保健課 の職員	日野保健所
略		
略		

略		
日野 総合 事務 所	県民 局	略
	企画県民室 の職員(室 長補佐及び 郡民の窓口 担当の職員 に限る。)	西部総合事務所県税局
	庶務会計チ ームの職員	日野総合事務所福祉保健 局、日野総合事務所農林 局、日野総合事務所県土 整備局
福祉 保健 局	福祉保健課 の職員(保 健衛生係の 職員を除 く。)	日野福祉事務所、日野保 健所
	福祉保健課 の職員(保 健衛生係の 職員に限 る。)	日野保健所
略		
略		

別表第2 (第4条関係)

職員の任免の発令の形式

第1～第3 略

第5 特別職の職員(第4に掲げる職員を除く。)

1～5 略

6 育児休業承認(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定に準じて育児休業を承認する場合)

…年…月…日まで育児休業を承認する

7 育児休業期間延長(地方公務員の育児休業等に関する法律第3条第1項の規定に準じて育児休業の期間の延長をする場合)

育児休業の期間を…年…月…日まで延長する

8 育児休業失効(地方公務員の育児休業等に関する法律第5条第1項の規定に準じて育児休業の承認が効力を失う場合)

育児休業の承認は失効した

別表第2 (第4条関係)

職員の任免の発令の形式

第1～第3 略

第5 特別職の職員(第4に掲げる職員を除く。)

1～5 略

<p><u>9</u> 育児休業取消（地方公務員の育児休業等に関する法律第5条第2項の規定に準じて育児休業の承認を取り消す場合） 育児休業の承認を取り消す</p> <p><u>10</u> その他 第1の例による</p>	<p><u>6</u> その他 第1の例による</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則  
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。